

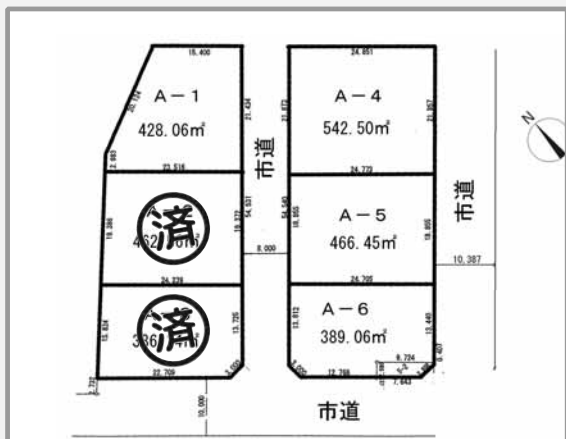
市有宅地

イチワリ

【問合せ】建設課建築係

☎32-1844

基準価格の1割で売却しています



※A-1 宅地 敷地内に北海道電力電柱あり。

若木町東(マイホーム用)

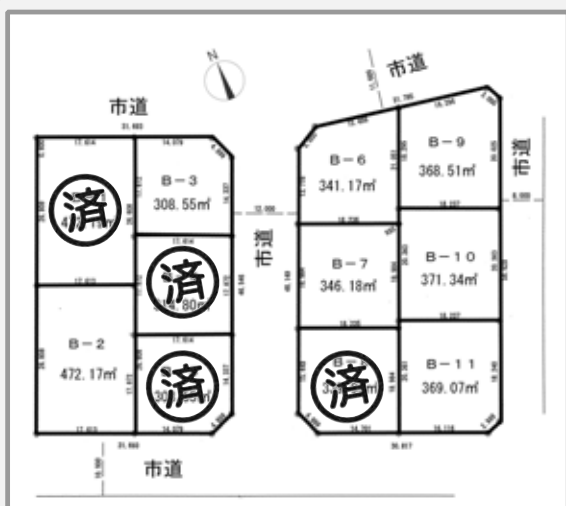
イチワリ

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
A-1	428.06	129.49	1,329,000	132,900
A-4	542.50	164.11	1,771,000	177,100
A-5	466.45	141.10	1,522,000	152,200
A-6	389.06	117.69	1,307,000	130,700

所在地 若木町東3丁目2番地

地目 宅地

用途地域 第1種中高層住居専用地域
(建ぺい率60%、容積率200%)



所在地 西文京町2丁目2番地・3番地
※B-2 宅地 出入り口要検討。

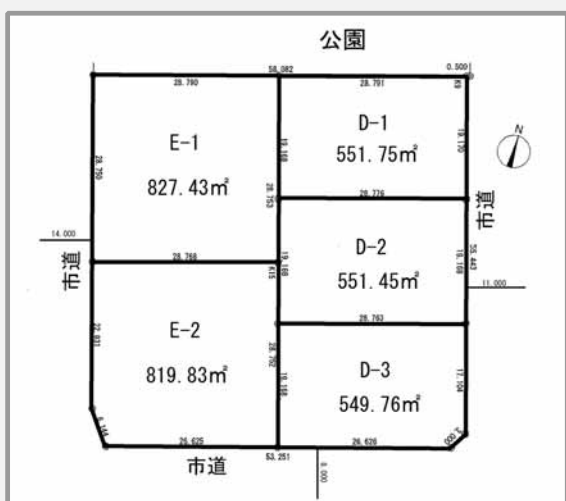
西文京町(マイホーム用)

イチワリ

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
B-2	472.17	142.83	1,543,000	154,300
B-3	308.55	93.34	1,420,000	142,000
B-6	341.17	103.20	1,570,000	157,000
B-7	346.18	104.72	1,489,000	148,900
B-9	368.51	111.47	1,664,000	166,400
B-10	371.34	112.33	1,565,000	156,500
B-11	369.07	111.64	1,635,000	163,500

地目 宅地

用途地域 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)



茂尻春日町(マイホーム用)

イチワリ

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
D-1	551.75	166.90	1,379,000	137,900
D-2	551.45	166.81	1,379,000	137,900
D-3	549.76	166.30	1,347,000	134,700

茂尻春日町(アパート・賃貸住宅用)

イチワリ

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
E-1	827.43	250.30	2,110,000	211,000
E-2	819.83	248.00	2,050,000	205,000

所在地 茂尻春日町3丁目1番地

地目 宅地

用途地域 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)

おかげさまで 西文京町(アパート・賃貸住宅用)の2区画は完売しました。

※土地購入後3年以内に建設するなど、いくつかの要件があります。詳細は建築係へお問い合わせください。

住宅の建設・購入・改修を応援しています

持家住宅

建設等助成

【申込み・問合せ】 建築係

☎ 32・1844

市内にマイホームを新築する方、または建売住宅を購入する方に、費用の一部を助成します。

●対象・要件

- 住宅は玄関、トイレ、台所、浴室及び居室がある、延べ床面積70㎡以上の一戸建て。
- 2世帯以上が入居する場合は、入居する世帯数にかかわらず1世帯とみなす。
- 住宅部分が右記の要件を満たす併用住宅(店舗・事務所などとの併用)も可。

●市内在住者

市内業者の施工で180万円
市外業者の施工で150万円

●市外からの転入者

市内業者の施工で200万円
市外業者の施工で170万円

あわせて、18歳未満の子ども1人あたり20万円のまごころ商品券も交付します。

中古住宅

購入助成

【申込み・問合せ】 建築係

☎ 32・1844

市内の中古住宅を購入する方に、費用の一部を助成します。

●対象・要件

- 住宅は玄関、トイレ、台所、浴室があり、延べ床面積60㎡以上のもの。
- 昭和56年6月1日以降に着手した住宅、または建築基準法に基づく耐震基準に適合しているもの。
- 申請者の配偶者及び2親等以内の方が所有している住宅を購入することは対象外。

●市内在住者

補助率 購入費の25%
限度額 125万円

●市外からの転入者

補助率 購入費の30%
限度額 150万円

あわせて、18歳未満の子ども1人あたり10万円のまごころ商品券も交付します。

平成30年度

あんしん住宅助成事業

【申込み・問合せ】 赤平建設業協会

☎ 32・2549

自らが所有し、住んでいる住宅のリフォームや解体を行う工事費の一部を助成します。

●対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅(併用住宅の場合は居住部分に限る)。

●対象者

- 本市に住所を有している方(老朽住宅除却工事は除く)
- 市税などの滞納がない方(対象世帯全員)

●助成要件

市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者、または個人事業者が施工する工事(太陽光発電システム設置工事は除く)。

●助成内容

下記の表を参照。
リフォーム工事は何度でも申請が可能です。ただし、下表の限度額から、平成22年5月以降で

すでに受領した助成金の金額を差し引いた額を限度額とします。

●対象とならない工事

付属車庫や物置、門、塀、ロードヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など。

●注意事項

資格・内容などの審査がありますので、必ず事前に申請手続きをされてから工事を着手してください。

※工事着手後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

期 間 平成31年3月31日まで

申込み 赤平建設業協会

相談先 市役所建築係

☎ 32・1844



	対象工事費	助成率	限度額	対 象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置工事	100万円以上	出力1kw あたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% ※(15%)	30万円 ※(45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は申請時に18歳未満の子どもが同居し子育てしている世帯の場合
老朽住宅除却工事	50万円以上	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物